

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり提案書の提出を招請します。

平成30年10月15日

館林衛生施設組合
管理者 須藤 和 臣

1. 委託の概要

(1) 委託の名称

環境施設長期包括運営委託

(2) 委託の内容

館林衛生施設組合が管理するたてばやしクリーンセンター（ごみ焼却施設）、いたくりサイクルセンター（不燃・粗大ごみ処理施設）、めいわエコパーク（最終処分場）の3施設を一体的に管理し、施設の運営を長期にわたり委託するもの。

(3) 委託期間

- ① 委託期間： 契約締結日から平成46年3月31日まで
- ② 運営準備期間： 契約締結日から平成31年3月31日まで
- ③ 運営期間： 平成31年4月1日から平成46年3月31日まで
 - ごみ焼却施設： 平成31年4月～平成46年3月（15年間）
 - 不燃・粗大ごみ処理施設： 平成31年4月～平成46年3月（15年間）
 - 最終処分場： 平成32年4月～平成46年3月（14年間）
 - たてばやしストックヤード(仮)： 平成33年4月～平成46年3月（13年間）

2. 参加資格

プロポーザル公募に参加する応募者は、以下の資格要件を全て満たすこと。また、本組合は、応募者の資格の確認を行うために、資格審査を行う。

(1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、業務を実施する予定の複数企業で構成される応募グループ（各々の履行実績は単体請負に限る）または応募企業（同一の地方公共団体等のごみ焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、最終処分場の元請としての履行実績を有する単独企業）とする。
- ② 応募グループにあっては、ごみ焼却施設の運営を担う企業が代表企業として応募手続を行うものとする。
- ③ 各施設の運営業務を担う企業が異なる場合は、特別目的会社（SPC）を設立することとし、共同企業体としての参加は認めない。なお、単独企業により運営業務を実施する場合は、特別目的会社（SPC）の設立は任意とする。また、特別目的会社（SPC）を設置する場合において、運営業務の構成員の

出資は必須とする。

- ④ 代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 応募企業または応募グループの構成員が、他の応募企業または応募グループの構成員となることは認めない。
- ⑥ 応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募企業または応募グループの構成員となることはできない。
- ⑦ 同一応募者が、複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の参加資格要件

応募企業及び応募グループの構成員は、次の①に定める参加資格要件をすべて満たすものとする。また、②、③、④の各業務を担う応募企業及び応募グループの構成員は、それぞれ⑤、⑥の各参加資格要件を満たすものとする。

① 参加資格要件

- a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- b 当該年度の館林市・板倉町・明和町のいずれかの競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- c 参加表明書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、館林市、板倉町、明和町から指名停止を受けていない者であること。
- d 館林市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年館林市告示第 29 号）、板倉町の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 3 月 22 日告示第 20 号）及び明和町の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 3 月 1 日訓令第 1 号）に該当しない者であること。
- e 参加表明者が次のいずれにも該当する者でないこと。
 - 1. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - 2. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者
 - 3. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- f 平成 30 年 3 月 31 日時点で、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく清掃施設工事もしくは機械器具設置工事に係る経営事項審査結果の総合評点値（P 点）が 1,000 点以上であること。
- g 本事業に関する本組合のアドバイザー業務を受託する一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体が本業務において提携関係にあるものまたはこれらのもとの資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。

② ごみ焼却施設の運営を担う企業の参加資格要件

地方公共団体の管理する本施設と同種の一般廃棄物（ごみ）焼却施設（全連続式、ストーカ式焼却方式、処理能力 100t/日以上かつ 1 炉あたり 50t/日以上）において、平成 30 年 3 月 31 日時点で 3 年以上の包括運営（※）の履行実績を 2 件以上有していること。

- ③ 不燃・粗大ごみ処理施設の運営を担う企業の参加資格要件
地方公共団体の管理する本施設と同種同規模程度の不燃・粗大ごみ処理施設等において、平成30年3月31日時点で3年以上の包括運営（※）の履行実績を2件以上有していること。
- ④ 最終処分場の運営を担う企業の参加資格要件
本施設と同規模程度の最終処分場において、平成30年3月31日時点で1年以上の包括運営（※）の履行実績を1件以上有していること。
- ⑤ 本施設の運営を担う企業の技術者配置要件
- a 運営事業所長もしくは運営事業副所長は、廃棄物処理施設技術管理者の資格かつごみ焼却施設の業務従事経験を有する者を配置すること。
- b 本施設の運営部分について、②、③、④で挙げた各施設の運転責任者は、包括運営の履行実績の施設で業務従事経験を有する者を配置すること。なお、本契約までに事前業務等行える体制とすること。
- ⑥ 本施設の維持管理を担う企業の技術者配置要件
建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく清掃施設工事もしくは機械器具設置工事における監理技術者または主任技術者を専任で常駐できる者を配置すること。
- ※ 包括運営とは、「処理対象物の受入（収集を除く）、施設の運転・維持管理・修繕、環境規制項目の測定、場内で使用する薬品の購入、場内清掃」すべてを含む業務をいう。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

公募説明書による。

4. 受託者を特定するための評価基準

優先交渉者決定基準に基づく、①基礎審査、②非価格要素審査、③価格審査により受託者を特定。

5. 手続等

(1) 担当部署

〒374-0043 群馬県館林市苗木町 2447-19

館林衛生施設組合 たてばやしクリーンセンター

電話：0276-56-4453 Fax：0276-56-4454

E-mail：tate-clean@tatebayashi-eisei.or.jp

(2) プロポーザル募集要項の配付

(ア) 配付資料

- ・ 公募説明書
- ・ 要求水準書
- ・ 特定部品リスト
- ・ 基本協定書案
- ・ 運營業務委託契約書案
- ・ 優先交渉権者決定基準書
- ・ 様式集

(イ) 配付期間

平成30年10月15日(月)から平成30年11月5日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

午前9時から午後4時まで(ただし12時から13時を除く)

(ウ) 配付場所

5.(1)に同じ。

(エ) 配付方法

窓口にて無料で配付(配付希望者は署名をしていただきます。)

※ 募集要項は、館林衛生施設組合のホームページからもダウンロードすることができます。(http://www.tatebayashi-eisei.or.jp/)

(3) プロポーザル参加に係る関係資料の閲覧

(ア) 閲覧資料

応募者は、応募書類を作成するにあたっての参考図書として、本組合が必要と認める次の資料を閲覧することができる。

- ・ たてばやしクリーンセンター建設工事完成図 1式
- ・ いたくらリサイクルセンター建設工事完成図 1式
- ・ めいわエコパーク建設工事完成図 1式

(イ) 閲覧期間

平成30年10月16日(火)から平成30年10月24日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

閲覧希望日の3日前の午後4時までに、担当部署のメールアドレス宛又はFax宛に視察の申し込を行う。

(ウ) 閲覧場所

5.(1)に同じ。

(エ) 閲覧方法

窓口にて無料で閲覧(閲覧希望者は署名をいただきます)

(4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期限

平成30年10月15日(月)から平成30年11月5日(月)まで
(期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から午後4時まで(ただし12時から13時を除く)

(イ) 提出場所

5. (1)に同じ。

(ウ) 提出方法

窓口まで持参又は郵送（書留）により提出してください。

(5) 参加確認書の交付日及び交付方法

(ア) 交付日

平成 30 年 11 月 9 日（金）付けで交付

(イ) 交付方法

郵送にて送付します（郵送と同時に FAX にて連絡する予定です）

(6) 提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

(ア) 提出期限

資格審査結果通知後から平成 30 年 12 月 14 日（金）まで

（期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前 9 時から午後 4 時まで（ただし 12 時から 13 時を除く）

(イ) 提出場所

5. (1)に同じ。

(ウ) 提出方法

窓口まで持参又は郵送（書留）により提出してください。

(7) ヒアリングの実施

非価格要素のヒアリングを実施いたします。

日時、場所については、別途通知します。

（平成 31 年 1 月下旬実施予定）

6. 提案のための費用負担

参加表明書作成及び提案書作成にかかる費用は、すべて参加者の負担とします。

7. その他

プロポーザルの詳細については、館林衛生施設組合プロポーザル方式実施要綱及び公募説明書による。